

鳴門教育大学は研究費の不正使用に厳格に対応し、不正使用を「しない!」「させない!」環境づくりに取り組んでいます。



不正に関与しないこと!

- ・ 本学は、教職員発注は認めていません。
- ・ 発注及び支払いは「契約担当者」、納品検収は「検収担当者」である事務部門が行っています。
- ・ 一定の取引実績のある業者様には「誓約書」の提出を求めています。

不正使用にあたるのは以下の行為です

実態を伴わない虚偽の書類を作成し、実態があったものとして大学に提出し、不正に研究費を支出させる行為です。

預け金

研究資金が余ったため架空の発注を行い、支払われた研究資金を預け金として管理させ、翌年度以降に消耗品等を納品することです。

品名替え

取引事実と異なる品名に書き換えた書類を大学に提出することです。

不正行為に加担した
際の処分は?

会社名等の公表、及び、その内容
に応じて、**1ヶ月以上9ヶ月以内**の
一定期間、**取引が停止**されます。

取引停止等の措置を講じた場合は、その内容を文部科学省及び全国の国立大学法人等に公表します。

詳しくは「物品等発注・納品検収等について」（取引業者の皆様へ）をご確認願います。
URL https://www.naruto-u.ac.jp/_files/00101035/tebiki31.pdf

【研究費の不正使用に関する通報窓口】

本学教職員から架空発注や虚偽の書類作成等、不正と思われる取引の要請があった場合は、研究費の不正使用申立窓口までご相談願います。

窓口責任者 鳴門教育大学企画調整役

TEL 088-687-6030 FAX 088-687-6040 e-mail sbuchou@naruto-u.ac.jp